

# ○さいたま市議会政策条例検討プロジェクトチーム要綱

(令和元年12月6日)  
議長決裁

改正 令和3年9月30日議長決裁 令和5年6月12日議長決裁

(趣旨)

**第1条** この要綱は、さいたま市議会政策条例検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の設置の要件及び手続、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** プロジェクトチームは、議員が提出する政策条例の立案に関する事項を調査審議する。

(設置の要件及び手続)

**第3条** 議長は、議員からプロジェクトチームを設置したい旨の申出があったときは、これを議会運営委員会に諮り、その承認を得て、プロジェクトチームを設置するものとする。

- 2 議員が前項の申出をするには、議員定数の12分の1以上の議員の連名で、その理由を付した要求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。ただし、同一の会派に所属する議員のみの連名では、これを提出することができない。

(組織)

**第4条** プロジェクトチームは、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、会派に所属する議員のうちから、議長の指名により選任するものとする。
- 3 前項の規定による選任は、原則として各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当てられた数に従い選任する。

一部改正〔令和6年6月12日〕

(会長)

**第5条** プロジェクトチームに会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会長等の辞任)

**第6条** 会長が辞任しようとするときは、プロジェクトチームの許可を得なければならない。

- 2 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(会議)

**第7条** 会長は、プロジェクトチームの会議を招集し、その座長となる。

- 2 プロジェクトチームは、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 プロジェクトチームの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(出席説明の要求)

**第8条** プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、委員でない議員、市職員、関係者及び学識経験者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。この場合において、委員でない議員以外の者に対し、出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定によりプロジェクトチームの会議に出席した関係者及び学識経験者に対し、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額の謝礼金を支払うことができる。ただし、同表により難い特別の事情があるときは、この限りでない。

(市民等の意見の聴取等)

**第9条** プロジェクトチームは、その立案した政策条例の内容について、広く市民等の意見を求めるとともに、市長その他の執行機関、関係機関等に対し、意見照会をすることができる。

(先進的事例の調査研究)

**第10条** プロジェクトチームは、その立案しようとする政策条例に関する先進的事例を調査研究するため、他の地方公共団体を視察することができる。この場合においては、さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）第157条の規定による手続を経るものとする。

(政策条例の案の決定)

**第11条** プロジェクトチームは、第7条第3項の規定にかかわらず、出席した全ての委員の意見が一致したときは、政策条例の案を決定する。

(報告)

**第12条** 会長は、プロジェクトチームにおいて前条の規定により政策条例の案を決定したとき、又は第2条に規定する事項の調査審議を引き続き行うことができないと決定したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームにおける調査審議の状況を議長に中間報告することができる。

(政策条例の案の取扱い等)

**第13条** 議長は、前条第1項の規定による報告があったときは、これを議会運営委員会に諮るものとする。

(傍聴の取扱い)

**第14条** プロジェクトチームの会議は、議員のほか、プロジェクトチームの許可を得た者が傍聴することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(議事の概要の公表)

**第15条** 会長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した書類を作成し、市議会のホームページへの掲載その他の方法によりこれを公表するものとする。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があるとき、この限りでない。

(オブザーバー)

**第16条** 会派に所属しない議員は、協議によりそれらの者を代表する議員1人を定め、オブザーバーとして会議に参加することができる。ただし、会派に所属しない議員が1人であるときは、その者がオブザーバーとして参加することができる。

(庶務)

**第17条** プロジェクトチームの庶務は、議会局において処理する。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は、会長がプロジェクトチームに諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

#### 附 則 (令和3年9月30日議長決裁)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年6月12日議長決裁)

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

別表（第8条関係）

区分		謝礼金の額
学識経験者	大学教授 民間企業役員	1時間当たり20,000円以内の額
	大学准教授 民間企業社員	1時間当たり15,000円以内の額
	大学講師 大学助教	1時間当たり10,000円以内の額
官公署職員		1時間当たり5,000円以内の額
その他	団体 個人	1時間当たり5,000円以内の額

別記様式（第3条関係）

政策条例検討プロジェクトチーム設置要求書

年 月 日

（宛先）さいたま市議会議長

さいたま市議会議員	_____
同	_____
同	_____
同	_____
同	_____

次により政策条例検討プロジェクトチームを設置したいので要求します。

1 政策条例の題名の案

2 理由